

	<p>(公財)水道技術研究センター 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル2F TEL 03-3597-0214, FAX 03-3597-0215 E-mail jwrchot@jwrc-net.or.jp URL http://www.jwrc-net.or.jp</p>
---	--

米国における上下水道事業者への 災害等に対する公的支援制度について (その1)

(はじめに)

米国では、上下水道事業者への災害等に対する公的支援制度として、「国内の災害における上下水道事業者に対する連邦政府の資金供与 (Fed FUNDS : Federal Funding for Utilities - Water/Wastewater - in National Disasters)」が設けられており、この制度については米国環境保護庁 (USEPA) のホームページで概要が紹介されています。

環境保護庁によれば、「Fed FUNDS」の目的は上下水道事業者に対して該当する連邦災害資金供与プログラムについて情報提供をすることであり、「Fed FUNDS」のウェブページでは国レベルの災害を取り扱っていますが、サービスの中断や重要な上下水道インフラに重大な被害を生じる大規模な地方レベルの災害にも適用することができるということです。そして、事業者は、基本的な情報や連邦政府の災害資金供与に関する申請書式を得るために、「Fed FUNDS」の5つのボタンを使うことができるようになっています。

そこで、以下に、上下水道事業者への災害等に対する公的支援制度について、その概要を紹介することとします。

(参考) 「Fed FUNDS」の5つのボタン

Click on a button below to browse the contents of the website.

Use Pre-Disaster	Use During a Disaster	Use Pre- or Post-Disaster
 <p>Which Funding Is Right for You?</p>	 <p>Currently in a Disaster?</p> <p>Here are forms to document the damage, costs, and repairs.</p>	 <p>Federal Disaster Funding Programs</p>
 <p>Be Prepared to Tap into Funding</p>		 <p>Utility Examples, Training, & Assistance</p>

(出典) Federal Funding for Utilities - Water/Wastewater - in National Disasters (Fed FUNDS)
<http://water.epa.gov/infrastructure/watersecurity/funding/fedfunds/index.cfm>

- (参考1) Emergency/Incident Planning, Response, and Recovery
<http://water.epa.gov/infrastructure/watersecurity/emmerplan/index.cfm>
- (参考2) Containment and Disposal of Large Amounts of Contaminated Water:
A Support Guide for Water Utilities
Office of Water (4608T) EPA 817-B-12-002 September 2012
<http://www.epa.gov/watersecurity>
<http://water.epa.gov/infrastructure/watersecurity/emmerplan/upload/epa817b12002.pdf>
- (参考3) 米国における災害対応・復興の法システム
http://www.nippon.co.jp/download/SHINSAI/PDF/jihou_81_9_p48.pdf
- (参考4) 米国連邦緊急事態管理庁（FEMA）と我が国防災体制との比較論
http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3493186_po_073601.pdf?contentNo=1
- (参考5) 米国ハリケーン・カトリーナ災害における上下水道部局の対応
http://www.dri.ne.jp/research/pdf/rep_16.pdf
- (参考6) ハリケーン・カトリーナの災害対応に関する調査研究成果報告書
<http://www.dprf.jp/toppatsu/maki.pdf>
- (参考7) 米国ハリケーン・カトリーナ災害における復旧・復興プロセスとわが国への示唆
<http://www.nilim.go.jp/lab/bcg/siryoutnn/tnn0650pdf/ks0650.pdf>
- (参考8) 米国の災害対策における IT の役割
<http://www.ipa.go.jp/about/NYreport/201104.pdf>

1. 緊急事態及び災害に対する上下水道事業者への公的支援

以下は、連邦緊急事態管理庁（FEMA：Federal Emergency Management Agency）の公的支援補助プログラム（Public Assistance Grant Program）に基づく災害基金について、上下水道事業者の受給資格に関する情報を提供するものである。

（1）連邦緊急事態管理庁の公的支援補助プログラム

大統領の緊急事態又は災害宣言の後、FEMAの公的支援補助プログラムは、被災した公有施設及び一定の民間非営利団体の施設の修理、取替え又は修復に対する連邦政府の災害補助支援を提供することとしている。連邦政府の支援割合は緊急事態への応急措置及び本格復旧のために認められる費用の75%以上である。州は、連邦政府の負担以外の割合（最大25%）をどのように分担するか、申請者と協議・決定する。公的支援補助基金は、受給資格のある申請者が利用することができる。受給資格のある申請者には、公的な上下水道事業者が含まれる。当該プログラムは、営利目的の上下水道事業者は対象外である。

（2）対象となる事業

FEMAの資金を受給できるためには、事業が以下に該当するものでなければならない。

- ・大統領が宣言した災害の直接の結果として必要とされるものであること。
- ・災害発生時に稼働していた施設で実施されるものであること。
- ・指定された災害地域内で行われるものであること。
- ・災害が起きた時に申請者が法的責任を有していたこと。

連邦政府の災害補助支援対象となる事業は、応急復旧事業（emergency work）又は本格復旧事業（permanent work）のどちらかに分類される。

①応急復旧事業

応急復旧事業には、がれきの撤去及び緊急的な保護措置が含まれ、これらは、飲料水、衛生及び消防サービスの回復を含む公衆保健及び安全に対する直接の脅威を除去又は軽減するために遂行される。

②本格復旧事業

本格復旧事業には、対象となる被災施設を被災前の設計に復旧するための事業が含まれる。事業の範囲は、ちょっとした修繕から全体的な取替えまで幅広いものである。出版物「FEMA 322 Public Assistance Guide」において、「分類 F (Category F)」のもとでの本格復旧事業には、浄水施設と送配水システム及び下水収集・処理施設の修繕が含まれる。

(訳注、参考) [FEMA 322 Public Assistance Guide - June 2007](#)

<http://www.fema.gov/public-assistance-policy-and-guidance/public-assistance-guide>

施設は、災害の直前に存在していたような、かつ、災害時において適用されていた基準及び規則に適合するような施設の設計、能力及び機能に基づいて復旧されることとなる。

費用対効果を有する被害軽減方策が FEMA によって要求されることがある。FEMA によって申請者に課されるこのような方策は、支払いの対象となる。申請者は、被害軽減方策を提案することができる。

③対象となる支払い

支払い対象となるためには、費用が以下に該当するものでなければならない。

- ・対象となる事業を完成するために合理的で必要なものであること。
- ・連邦政府、州及び地方の法律及び規則に従うこと。
- ・保険金控除、残存価額及び仕入割引を含むこと。
- ・州及び連邦政府の他のプログラムに基づく費用は、支払い対象とならないこと。

災害本格復旧事業では、従業員の給料及び賃金（所定労働時間勤務、時間外勤務、付加給付及び代休を含む）が支払い対象となる。応急復旧事業に対しては、常時雇用従業員の時間外勤務のみが対象である。一時雇用者の所定労働時間勤務及び時間外勤務は、支払い対象となる。

対象となる災害関連事業で使用された機器に対する支払いは、申請者の金額が著しく低くなければ、そして、金額が実際の費用を反映していないことを申請者が証明しなければ、FEMA の支払い予定額又は申請者が設定した金額のいずれか安い額に基づく。

対象となる災害関連事業で使用された材料及び貯蔵品の費用は、支払い対象となる。

もし修理が取替え費用の 50%未満であれば、その時は、申請者は取替えではなく修理が要求される。しかし、場合によっては、50/50 ルールが上下水道事業体に対して限定的に適用される。例えば、もし配水システムの管路が損傷した場合、管路の修理では、配水システムのジョントの脆弱性やそれに起因する問題を生じるおそれがある。したがって、管の取替えの方が修理するよりも好ましいであろう。この理由から、事業体が取替えの方が修理よりも大きな便益があることを実証することができれば、取替えが補助対象となりうる。

事業体のサービス中断時における臨時の緊急サービスを立ち上げるための費用は、対象となりうる（例えば、臨時の下水処理施設）。

(3) 公的支援補助の申請

事業体は、公的支援補助プロセスを通じて資金の申請ができる。

・予備被害査定 (PDA : Preliminary Damage Assessment)

予備災害査定 (PDA) は、州及び地域の力では対応ができず、連邦政府の支援が必要とされるかどうかを決定するため、災害直後に州及び連邦政府のチームによって実施される。予備災害査定に向けて、事業体は上下水道システムの状態及び被害についての質問への回答を準備しなければならない。

・州知事による要請 (Governor's Request)

もし連邦政府の支援が必要であれば、州知事は連邦政府の支援要請を行う。

・宣言 (Declaration)

州知事の要請に基づき、大統領宣言が出されるとともに、FEMA は支援の対象となる地域を指定

する。

- **申請者説明会 (Applicant Briefing)**

宣言の後、利用可能な資金及び補助要件に関する情報を得るため、申請者（事業者）は州が主催する申請者説明会に出席しなければならない。

- **要請書の提出 (Submit Request)**

申請者は、公的支援要請フォームにより要請書を作成して州に提出しなければならない。申請者は、申請者説明会において要請フォームを提出してもよいし、被災地域の指定後 30 日以内に州に提出してもよい。州からの要請フォームを受領に際して、災害復旧の期間を通じて各申請者と共働するため、FEMA は公的支援調整官 (PAC : Public Assistance Coordinator) を指名する。

- **キックオフミーティング (Kickoff Meeting)**

公的支援調整官 (PAC) は、技術支援を行うとともに補助要件及びプロジェクト形成について議論するため、各申請者と会議を行う。

- **プロジェクト形成 (Project Formation)**

公的支援調整官は、補助対象施設、補助対象事業及び補助対象費用を書類にすることを必要とするプロジェクト形成について、申請者を手助けする。申請者は、資金供与プロジェクトに先立ち、事業の範囲及び費用内訳を承認するために必要な証拠資料を FEMA に対して提供しなければならない。申請者は、写真、明細書及び財務記録を添えて、全ての被害及び費用に関する書類を提出しなければならない。

- **プロジェクトのレビュー (Project Review)**

FEMA は、経費が補助対象であり、作業記録が完全で正確であり、プロジェクトが連邦政府及び州によって適用される全ての規制及び政策に従っていることを確認するため、プロジェクトのレビューを行う。

- **承認、資金供与、補助金受領者及び補助金副受領者 (Approval, Funding, Grantee, and Subgrantee)**

承認の後、FEMA 及び州は、申請者が公的支援補助金を利用することができるようにする責任を共有する。補助金の直接の受領者は州であり、州を通じて申請者（事業者）に補助金が交付される。

(出典) Public Assistance for Water and Wastewater Utilities in Emergencies and Disasters

<http://water.epa.gov/infrastructure/watersecurity/emergency/upload/Public-Assistance-for-Water-and-Wastewater-Utilities-in-Emergencies-and-Disasters.pdf>

(参考) FEMA による事業の公的支援区分

FEMA Public Assistance Categories of Work

Category		Type of Work
Emergency Work	A	Debris Removal
	B	Emergency Protective Measures
Permanent Work	C	Roads and Bridges
	D	Water Control Facilities
	E	Buildings and Equipment
	F	Utilities
	G	Parks, Recreational Facilities, and Other Items

(出典) Funding/Categories of Eligible Work

<http://water.epa.gov/infrastructure/watersecurity/funding/fedfunds/public.cfm>

配信先変更のご連絡等について

「JWRC水道ホットニュース」配信先の変更・追加・停止、その他ご意見、ご要望等がございましたら、会員様名、担当者様名、所属名、連絡先電話番号をご記入の上、下記までEメールにてご連絡をお願いいたします。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル2F (公財) 水道技術研究センター ホットニュース担当

E-MAIL : jwrchot@jwrc-net.or.jp

TEL 03-3597-0214 FAX 03-3597-0215

また、ご連絡いただいた個人情報は、当センターからのお知らせの配信業務以外には一切使用いたしません。

水道ホットニュースのバックナンバーについて

水道ホットニュースのバックナンバー（第58号以降）は、下記アドレスでご覧になれます。

<http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/hotnews-h24.html>